

株式投資 子どもから体験

子どもに株式投資を体験させる家庭が増えている。経済や社会に興味を持ち、視野が広がるのが期待できるためだ。来年1月には未成年を対象にしたジュニアNISA（少額投資非課税制度）の口座受け付けが始まる予定で、株式投資への関心は一段と高まりそうだ。ただ株式は損失を抱えるリスクもある。子どもが投資体験をする際のポイントをまとめた。

神奈川県に住む高校3年生のA君（17）は自分名義の口座で株式投資をしている。運用資産の評価額は現在約200万円。大の「クルマ好き」なので、保有資産の大半はトヨタ自動車株だ。スマートフォンで株価や業績・配当予想をよくチェックするという。

金融機関勤務の経験があった母親に小学生のとき「自分が応援したい企業の株式を買ってみたい」と勧められ、資金も出してもらった。投資の面白さを実感したのは2011年にトヨタ株が2000円台前半まで下落したとき。金融危機後の世界同時不況や米リコール問題が理由だったが、A君は買い増しを自分で決めた。「過去数年の株価の動きや商品力からみて、株

君の母親は「息子は就職すれば確定拠出年金制度などで投資と向き合わざるを得ない世代。語学と同じで金融教育も早く始めれば身につくと思っただ」と語る。

A君の家庭は例外ではない。子どもに投資体験をさせたいという問い合わせは証券各社に相次ぎ「この半年は未成年口座の新規開設が前年比2倍のペース（SBI証券）」。7月25日から未成年口座の受け付けを始める楽天証券では「アベノミクスによる株高やジュニアNISAの新設を受

A 子どもと株投資、親の心得

- 1 経済・金融・社会を学ぶ機会と考える
- 2 投資資金は親が責任をもって管理する
- 3 投資対象・売買の時機は子どもに判断させる

B 証券会社の主な未成年口座

	主な投資可能商品	口座開設の主な条件
マネックス証券	現物株、投資信託、債券、金	親権者が同じ会社に口座を持ち、子どもの口座開設と取引に同意する
松井証券	現物株	
SBI証券	現物株、投資信託、債券	
楽天証券	現物株、投資信託、債券、金	

C 未成年口座、ジュニアNISA、成人向けNISAの特徴

	未成年口座	ジュニアNISA	成人向けNISA
年間投資上限	なし	80万円	100万円※1
投資可能期間	成人するまで	2016～23年	2023年まで
課税	あり	投資した年から5年間非課税※2	投資した年から5年間非課税
払い出し	制限なし	原則18歳まで制限あり。払い出すと課税扱いに	制限なし

(注) 未成年口座は表Bの4社。※1) 16年から120万円 2) 一定の金額までは成人になるまで非課税で保有可能

経済や社会みる日養う

けて関心を持った親が増えたようだ」（マーケティング本部）と話す。

ネット証券で未成年口座に力を入れる例が目立つ（表B）。各社とも子ども名義の証券口座を開き、入金すれば取引ができる。親権者が同じ会社に口座を持ち、子どもの口座開設と親の管理下で子どもが売買注文を出すことに同意する必要もある。

（FP）など専門家にすると、まず投資対象の選び方が大切だ。子どもの好きなモノや普段の生活に身近な製品を扱う企業を選ぶのが一案。自分の興味のある企業なら、株価変動の理由を調べる動機づけになるためだ。FPの村松祐子氏は「株価が上がりそうかどうかだけで選ぶと、子どもは投機的な感覚を持ちかねない」と助言する。

上、入金額は常に家計が損失を許容できる範囲にとどめる。口座から資金を引き出すのに必要な金融機関のカードも親が持ち、子どもが無駄遣いしないよう気を付ける。

非課税口座活用も

ジュニアNISAで実際に取引できるのは来年4月から。現行の未成年口座は上場株式などの運用益に約20%の税金がかかるが、ジュニアNISAは非課税なので活用を検討してもいいだろう。

表Bの4社は成人と同様に現物株式を取引でき、投資信託、債券を売買できる会社もある。ただ4社とも株の信用・先物取引や外国為替証拠金取引（FX）は認めていない。価格変動が大きくなりやすく、損失が膨らむリスクもあるためだ。

ある程度、個別株で投資経験を積んだら、長期運用の基本とされる資産分散を考えた方がいい。「インデックスファンドやETF（上場投資信託）が選択肢になる」（FPの深野康彦氏）。手数料が低く、商品性も比較的分かりやすいからだ。

一方、未成年口座の資金は親が責任を持って管理する。子どもに投資判断を任せる以上、入金額は常に家計が損失を許容できる範囲にとどめる。口座から資金を引き出すのに必要な金融機関のカードも親が持ち、子どもが無駄遣いしないよう気を付ける。

対面型の大手証券でも未成年口座を開ける。1回の取引ごとに親権者の同意が必要で未成年者だけでは取引できない場合が多い。親としての管理が心配なら、対面型証券を選ぶのも1つの手だ。

一方、未成年口座の資金は親が責任を持って管理する。子どもに投資判断を任せる以上、入金額は常に家計が損失を許容できる範囲にとどめる。口座から資金を引き出すのに必要な金融機関のカードも親が持ち、子どもが無駄遣いしないよう気を付ける。

ただ贈与した額分だけ暦年贈与の非課税枠は減るので注意が必要だ。「ジュニアNISA向けに年80万円の投資上限まで贈与したら、年間の非課税枠は残り30万円になる」（阿藤芳明税理士）。投資資金以外にも贈与する予定があるなら、金額は慎重に考えよう。

まとめ 知識

未成年口座やジュニアNISAは相続税対策としても注目が集まっている。子や孫の金融教育のためまとまった投資資金を贈れば、その分だけ相続財産を減らせるからだ。受け取る人1人当たり年110万円まで非課税になる暦年贈与を使えば、贈与税はかからない。ジュニアNISAの資金にすれば運用益も

投資資金の贈与 非課税枠に注意

非課税になる。ただし贈与した額分だけ暦年贈与の非課税枠は減るので注意が必要だ。「ジュニアNISA向けに年80万円の投資上限まで贈与したら、年間の非課税枠は残り30万円になる」（阿藤芳明税理士）。投資資金以外にも贈与する予定があるなら、金額は慎重に考えよう。